

答申の概要

今期は、旅客自動車関係 1 件（1 事案）及び航空関係 2 件（3 事案）の合計 3 件（4 事案）について、国土交通大臣から諮問を受け、これに対し答申をした。その概要は次のとおりである。

1 昭和自動車株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である昭和自動車株式会社は、佐賀県中北部（5 市、11 町、4 村）及び福岡県西部（1 市、2 町）を営業区域としているが、輸送需要の減少により、平成 9 年 12 月 1 日から実施している現行運賃では、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、収支の改善を図ろうとして、一般乗合の上限運賃の変更（対キロ区間制基準賃率 40 円 80 銭（初乗 150 円）を 44 円 10 銭（初乗 160 円）に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 18 年 4 月 25 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 5 月 18 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

2 株式会社エアー・ジャパンからの混雑飛行場（東京国際空港・関西国際空港）運航許可申請事案

申請者である株式会社エアー・ジャパンは、東京（東京国際空港）と関西（関西国際空港）との間で貨物の運送を目的とし、深夜時間帯を利用して 1 週間 2 往復の運航をしようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 18 年 1 月 12 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が東京国際空港及び関西国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、両空港における深夜時間帯を有効に利用するものであり、貨物運送に関してより一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、東京国際空港で発着する貨物運送について関西国際空港を経由地とした国際線との接続を可能とし、利用者利便の向上に資するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年 2 月 7 日に東京国際空港及び関西国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。

3 株式会社スターフライヤーからの混雑飛行場（東京国際空港）運航許可申請事案

申請者である株式会社スターフライヤーは、新北九州空港の開港（平成18年3月16日）に伴い東京と新北九州との間で1日12往復の運航をしようとして本件申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成18年2月2日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が東京国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、これまで便の設定のない早朝深夜時間帯も含め、より一層の多頻度運航と競争の促進を図り、利用者利便の向上に資するものであること等、当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年2月23日に東京国際空港を使用して運航を行うことについては許可することが適当である旨の答申をした。